

新型コロナウイルス感染症の対応について（お知らせ）

「緊急事態宣言」の全都道府県への拡大及び宮崎県、宮崎市の動向をふまえ、以下の通りとします。

1. 対 象 全学生
2. 休 校 期 間 : 4月22日（水）～5月6日（水）
3. 移動制限 「特定警戒都道府県」及び海外への移動を原則禁止
4. その他
 - 1) 上記期間中、風邪の症状（喉の痛みや咳、だるさ、息苦しさ）や37.5度以上の発熱がある場合は、自宅待機するか病院を受診し、状況について学校に連絡するとともに、発症時より概ね14日間、経過観察用の「健康チェックシート」に記入し提出してください。家族等が発症した場合も同様とします。
 - 2) やむを得ない理由で移動する際は、事前に学校に相談及び報告するとともに「自己申告書」を提出してください。その際、移動日より概ね14日間、経過観察用の「健康チェックシート」に記入し提出してください。

令和2年 4月21日
宮崎医療管理専門学校